

広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第四号

広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県証明事務手数料条例の一部改正)

第一条 広島県証明事務手数料条例(昭和三十年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の額) 第二条 手数料は、証明事務一件につき、八百円を徴収する。</p>	<p>(手数料の額) 第二条 手数料は、証明事務一件につき、七百円を徴収する。</p>

(広島県手数料条例の一部改正)

第二条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マシンの再行等</td> <td>法第六十三条の五</td> <td>要除却等認定マシンの建</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)</td> <td>十九第一項の規定による要除却等認定マシンの建替え又は更新シヨンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替え又は要除却等認定マシンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査</td> <td>各部分の高さの特別許可申請手数料</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	マシンの再行等	法第六十三条の五	要除却等認定マシンの建	(略)	の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)	十九第一項の規定による要除却等認定マシンの建替え又は更新シヨンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替え又は要除却等認定マシンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査	各部分の高さの特別許可申請手数料	<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マシンの再行等</td> <td>法第五十一条の規定による要除却認定マシンの建替え</td> <td>要除却認定マシンの建替えの容積率特例許可申請手数料</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)</td> <td>マシンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査</td> <td>各部分の高さの特別許可申請手数料</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	マシンの再行等	法第五十一条の規定による要除却認定マシンの建替え	要除却認定マシンの建替えの容積率特例許可申請手数料	(略)	の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)	マシンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査	各部分の高さの特別許可申請手数料
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																				
マシンの再行等	法第六十三条の五	要除却等認定マシンの建	(略)																				
の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)	十九第一項の規定による要除却等認定マシンの建替え又は更新シヨンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替え又は要除却等認定マシンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査	各部分の高さの特別許可申請手数料																					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																				
マシンの再行等	法第五十一条の規定による要除却認定マシンの建替え	要除却認定マシンの建替えの容積率特例許可申請手数料	(略)																				
の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)	マシンの建替えによる新たに建築されるマシンの建替え又は更新シヨンの建替えに係るマシンの更新がされるマシンの容積率又は各部分の高さに関する特別の許可の申請に対する審査	各部分の高さの特別許可申請手数料																					

第三条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
医療品 (略)	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による保管製造所の医薬品の適合性調査の申請に対する審査	医療品 (略)	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による保管製造所の医薬品の適合性調査の申請に対する審査
手数料の名称	(略)	手数料の名称	(略)
金額	(略)	金額	(略)
法律名	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	法律名	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査
事務の区分	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	事務の区分	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査
手数料の名称	(略)	手数料の名称	(略)
金額	(略)	金額	(略)
法律名	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	法律名	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査
事務の区分	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	事務の区分	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査
手数料の名称	(略)	手数料の名称	(略)
金額	(略)	金額	(略)







性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査
--	-----	-----	-----	--

（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第八条関係）					
一 使用料					
センターの区分	種別	金額	センターの区分	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一九、二〇〇円	西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	試験室	一単位につき 一、〇〇〇円	(略)	試験室	一単位につき 一、九〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一、一〇〇円	農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					
二 手数料					
センターの区分	種別	金額	センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一六三、一〇〇円	保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一五〇、八〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、九〇〇円	西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、三〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一単位につき 五、四〇〇円	(略)	写真	一単位につき 五、三〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二二、九〇〇円	東部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二二、九〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一枚につき 四、六〇〇円	(略)	写真	一枚につき 四、三〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二六、九〇〇円	水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二五、四〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
林業技術センター	試験及び測定	一件につき	林業技術センター	試験及び測定	一件につき

備考 (略)	センター	略	一〇〇、九〇〇円
	共通	略	略
備考 (略)	前処理及び試料調製	略	一時間につき 三、九〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	略	一時間につき 三、九〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	略	一時間につき 三、九〇〇円

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第九条関係)		別表第二(第九条関係)	
大研修室	区分 国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	区分 国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	利用料金の範囲 一時間までごとに 一、五〇〇円以内
中研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、六〇〇円以内
小研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、五〇〇円以内
クッキング 交流室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 六五〇円以内
宿泊室	国際協力センターにおける国際人材の養成を目的とする研修に伴う利用の場合 その他の場合	国際協力センターにおける国際人材の養成を目的とする研修に伴う利用の場合 その他の場合	一時間までごとに 一、五五〇円以内
			一泊につき 四、〇〇〇円以内
			一泊につき 九、〇〇〇円以内

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

- (施設)  
 第三条 (略)  
 一 (略)  
 二 集会所及び休憩所  
 三十七 (略)

別表第一(第六条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
(略)	(略)	(略)

別表第二(第十条関係)

区分	単位	利用料金の範囲
(略)	(略)	(略)

- (施設)  
 第三条 (略)  
 一 (略)  
 二 宿泊所、集会所及び休憩所  
 三十七 (略)

別表第一(第六条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
公園、センター、洋室	一六時から翌日の一〇時まで	二二時までに入室すること
和室及び宿泊	一〇時から一六時まで	
浴室	一時使用	
会議室	一時使用	
(略)	(略)	(略)

別表第二(第十条関係)

区分	単位	利用料金の範囲
公園、センター、洋室	一人一泊につき	二、六〇〇円以内
和室	五人用バス・トイレ付	六、四〇〇円以内
和室	四人用バス・トイレ付	八、〇〇〇円以内
和室	三人用バス・トイレ付	六、四〇〇円以内
和室	二人用バス・トイレ付	六、四〇〇円以内
和室	一人一泊につき	二、一〇〇円以内
和室	一人一泊につき	五、三〇〇円以内
和室	一人一泊につき	六、五〇〇円以内
和室	一人一泊につき	四、七〇〇円以内
和室	一人一泊につき	四、七〇〇円以内





(略)	き	(略)	(略)
(略)	き	(略)	(略)

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第五条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
体育館	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第一(第五条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
体育館	(略)	(略)
テニスコート	八時から一八時まで	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二(第九条関係)

別表第二(第九条関係)

一 公園センター地区

一 公園センター地区

区分	宿泊所	単位	利用料金の範囲	
			幼児	小学生以上
普通	一人一泊につき	幼児	一、七〇〇円以内	六、六〇〇円以内
			小学生以上	五、〇〇〇円以内
大広間	一人一泊につき	幼児	一、七〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			小学生以上	二、六〇〇円以内
小広間	一人一泊につき	幼児	一、七〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			小学生以上	二、六〇〇円以内
普通	一室一回につき	幼児	五、五〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			小学生以上	五、五〇〇円以内
大広間	一室一回につき	幼児	六、六〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			小学生以上	二、六〇〇円以内
小広間	一室一回につき	幼児	六、六〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			小学生以上	二、六〇〇円以内
研修棟	四〇人部屋	一室四時間まで	六、九〇〇円以内	三、八〇〇円以内
			七〇人部屋	一室四時間まで

区分	宿泊所	単位	利用料金の範囲	
			幼児	小学生以上
普通	一人一泊につき	幼児	一、七〇〇円以内	六、〇〇〇円以内
			小学生以上	四、五〇〇円以内
大広間	一人一泊につき	幼児	一、五〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			小学生以上	二、三〇〇円以内
小広間	一人一泊につき	幼児	一、五〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			小学生以上	二、三〇〇円以内
普通	一室一回につき	幼児	五、〇〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			小学生以上	五、〇〇〇円以内
大広間	一室一回につき	幼児	六、三〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			小学生以上	二、三〇〇円以内
小広間	一室一回につき	幼児	六、三〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			小学生以上	二、三〇〇円以内
研修棟	四〇人部屋	一室四時間まで	六、三〇〇円以内	三、四〇〇円以内
			七〇人部屋	一室四時間まで

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内

二 家族旅行村地区

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇円以内

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内

二 家族旅行村地区

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一六、四〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二二、七〇〇円以内
		個人	一時間まで	三〇〇円以内

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第九条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第七条、第九条関係)	別表第二(第七条、第九条関係)		別表第二(第七条、第九条関係)		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲



備	テニスコート	テニスコート照明設 つき	コテージ				セミナーハウス		ブルー	小会 議室				
			用六人	用四人	用四人	用四人	二時間につき	二時間につき		全面	二時間につき	二時間につき	二時間につき	
			宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	延長二時間に つき	延長二時間に つき	一人 一回	一人 一回	一人 一回	延長一時間に つき	延長一時間に つき	延長一時間に つき
			利用	利用	利用	利用	内	内	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	四、五〇〇円以 内	八、九〇〇円以 内	二六、二〇〇円以 内
			内	内	内	内	内	内	一、六〇〇円以 内	一、六〇〇円以 内	一、六〇〇円以 内	四、五〇〇円以 内	八、九〇〇円以 内	二六、二〇〇円以 内

  

備	テニスコート	テニスコート照明設 つき	コテージ				セミナーハウス		ブルー	小会 議室				
			用六人	用四人	用四人	用四人	延長二時間に つき	二時間につき		全面	二時間につき	二時間につき	二時間につき	
			宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	延長二時間に つき	延長二時間に つき	一人 一回	一人 一回	一人 一回	延長一時間に つき	延長一時間に つき	延長一時間に つき
			利用	利用	利用	利用	内	内	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	小学校 児童、 中学生 生徒及 びこれ らに準 ずる者	四、一〇〇円以 内	八、一〇〇円以 内	二二、九〇〇円以 内
			内	内	内	内	内	内	一、四〇〇円以 内	一、四〇〇円以 内	一、四〇〇円以 内	四、一〇〇円以 内	八、一〇〇円以 内	二二、九〇〇円以 内

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第四(第九条関係)手数料			
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
三文書料 特別診断 書 普通診断 書又は証明 書	(略)	三文書料 特別診断 書 普通診断 書又は証明 書	(略)
(略)	一通一、九四〇円以内で 知事が定める額	(略)	一通一、六七〇円以内で 知事が定める額

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第七条関係） 手数料		別表第三（第七条関係） 手数料	
種別	金額	種別	金額
三 文書料 特別診断 書 普通診断 書又は証明 書 (略)	(略)	三 文書料 特別診断 書 普通診断 書 又は証明 書 (略)	(略)
(略)	一通二、九四〇円以内で 知事が定める額	(略)	一通一、六七〇円以内で 知事が定める額
(略)	(略)	(略)	(略)

（ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正）

第十二条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
種別	金額	種別	金額
分析機械	一時間につき 二〇、一〇〇円	分析機械	一時間につき 一七、五〇〇円
測定機械	一時間につき 九、四〇〇円	測定機械	一時間につき 八、九〇〇円
備考 (略)		備考 (略)	
別表第三（第五条関係）		別表第三（第五条関係）	
種別	金額	種別	金額
成績書及び証明 書 前処理及び試料 調製並びに設備 利用における機 器操作	一部につき 一、四〇〇円 一時間につき 四、一〇〇円	成績書及び証明 書 前処理及び試料 調製並びに設備 利用における機 器操作	一部につき 一、三〇〇円 一時間につき 三、九〇〇円

（広島県広島ヘリポート条例の一部改正）

第十三条 広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第二十一条関係)					
種別	単位	金額	種別	単位	金額
格納庫	一平方メートル一月	三六九円	格納庫	一平方メートル一月	三四二円
用地	につき		用地	につき	
備考(略)					

(広島県立歴史民俗資料館設置条例の一部改正)

第十四条 広島県立歴史民俗資料館設置条例(昭和五十四年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第五条関係)					
一 通常の展示の場合					
利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)	利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)
大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一六〇円	(略)	大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一五〇円	(略)
その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二二〇円	一人一回 一七〇円	その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二〇〇円	一人一回 一六〇円
二 特別の展示の場合					
一人一回 一、一七〇円以内で知事が定める額					
別表(第五条関係)					
一 通常の展示の場合					
利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)	利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)
大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一六〇円	(略)	大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一五〇円	(略)
その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二二〇円	一人一回 一七〇円	その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二〇〇円	一人一回 一六〇円
二 特別の展示の場合					
一人一回 一、〇四〇円以内で知事が定める額					

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第十五条 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第六条関係)			
一 入館料			
1 通常の展示の場合		1 通常の展示の場合	

